

平成26年度 安心・安全なまちづくり事業助成金交付要綱

(目 的)

第1条 社会福祉法人大阪府共同募金会交野地区募金会（以下「本地区募金会」という。）は、地域が抱える多様な課題を地域で解決していくため、平成26年6月1日から平成27年3月31日までの間に実施する安心・安全なまちづくり、地域福祉活動強化などに関する事業を行う交野市内の活動団体に対し、平成25年12月に実施した歳末たすけあい運動の募金額の範囲内において、平成26年度 安心・安全なまちづくり事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。

(助成対象と助成額)

第2条 助成金と対象となる団体は、交野市内で活動しているボランティアグループ・福祉団体・NPO団体・市民活動団体とする。

2 助成金対象事業実施期間は、平成26年6月1日から平成27年3月31日とする。

3 助成金対象活動事業（以下「事業」という）は、対象団体が、安心・安全なまちづくり、地域福祉活動強化などに関する事業（以下①から⑤）であって、具体的な計画のあるものとする。

- ① 住みよい地域づくりを、他に先駆けて推進する事業
- ② 安心・安全なまちづくりを推進するための地域行事
- ③ 福祉・防災マップづくり、防災・防犯に関する研修会や各種訓練
- ④ 地域の防災・防犯力向上のための設備整備等
- ⑤ その他、地域の実情に応じた、又は地域の特徴を生かし、地域の多様な課題を解決するために取り組まれる事業

但し、上記①から⑥に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する事業は対象外とする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治活動又は宗教と関連する活動及びそれらの活動と一体性を持つ事業
- (3) 他の公的機関等からの助成を受けている事業
- (4) 団体及びグループ等の構成員のみによる親睦会や交流事業
- (5) 特定の個人のみ利益に寄与する事業
- (6) 祭事や地域の伝統行事

4 その助成額は20万円を上限とする。ただし、申請事業費総額が助成額の上限20万円に達していない場合は、その事業費を上限とし、千円未満は切り捨てるものとする。

5 助成にあたっての留意点は、次のとおりとする

- ① 事業経費に他の補助金や公的補助等を活用していない事業であること。
- ② 助成対象事業の事業費を対象とする。
- ③ 団体の運営費、構成員の互助共済のみを目的とする事業は対象とならない。

(助成金の交付の申請)

第3条 申請期間は、平成26年2月3日から平成26年2月28日までとする。

- 2 申請を行う団体は、申請期間中に、安心・安全なまちづくり事業助成金交付申請書(様式第1号)を本会に提出をするものとする。なお、1つの団体からの申請は1件のみとする。

(申請書提出先)

社会福祉法人大阪府共同募金会交野地区募金会
交野市天野が原町5-5-1 保健福祉総合センター1階
交野市社会福祉協議会内
電話：072-895-1185
FAX：072-895-1192

- 3 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 団体概要書(定款、会則、規約)
 - (2) 平成26年度 安心・安全なまちづくり事業計画書(別紙1)
 - (3) 事業収支予算書(別紙2)
 - (4) 見積書

(助成金の交付決定)

第4条 申請書に基づき、別に定める「交野地区募金会」の審査を経て「大阪府共同募金会配分審査委員会」にて承認を受け、交付を決定する。

- 2 助成の可否決定については、本会から申請のあった団体等に平成26年度 安心・安全なまちづくり事業助成金決定通知書(様式第2号)にて通知するものとする。

(助成金の交付)

第5条 前条の規定による助成金交付決定を受けた団体等は、平成26年度 安心・安全なまちづくり事業助成金交付請求書(様式第3号)と平成26年度 安心・安全なまちづくり事業助成金事業周知・広報計画書(別紙1)を本会に提出をするものとする。

- 2 助成金の交付は、本地区募金会へ請求書の提出後、平成26年7月下旬から、随時、団体の銀行口座へ振込を行う。

(公表)

第6条 助成を受けた団体は、助成金による事業の成果を募金協力者である地域住民に公表し、歳末たすけあい募金の使途への理解を深めるよう努める。

(事業変更)

第7条 助成金交付決定の通知書を受けた後、何らかの事由により申請した事業内容を変更する場合は、安心・安全なまちづくり事業助成金事業変更承認申請書(様式第4号)を速やかに本地区募金会に提出しなければならない。

- 2 前項の事由が承認された場合の助成金は、当初の交付決定通知書の額を超えて助成はしない。
- 3 事業変更により、当初の交付金決定通知書の額より下がった場合は、その額とし、千円未満は切り捨てるものとする。

(事業中止・延期)

第8条 助成金交付決定の通知書を受けた後、何らかの事由により申請した事業を中止または延期する場合は、安心・安全なまちづくり事業助成金事業中止・延期承認申請書(様式第5号)を速やかに本地区募金会へ提出しなければならない。

- 2 前項の事由が中止の場合は、助成金を交付しないものとする。
- 3 事業延期の場合は、当初の交付金決定通知書の額を超えて助成はしない。また、決定額より支出額が下がった場合はその額とし、千円未満は切り捨てるものとする。

(事業完了報告)

第9条 助成を受けた団体は、助成金による事業を終了したときは、平成26年度 安心・安全なまちづくり事業完了報告書(様式第6号)を速やかに本会へ提出しなければならない。

- 2 前項の完了報告書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 所要経費の証憑書類(業者の請求の写し)
 - (2) 業者の領収書の写し又は銀行振込の受領書の写し
 - (3) 当該年度の決算書
 - (4) 安心・安全なまちづくり事業助成金事業周知・広報報告書(別紙1)
 - (5) 当該事業の資料や広報紙、写真など
- 3 本会から、必要に応じて、事業途中の段階で報告書の提出を求められた場合、それに応じなければならない。